⑹　専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
⑺　手続における交渉の有無　無
⑻　契約書作成の要否　要
⑼　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑽　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⑾　一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。
⑿　工事の実施にあたっては、東日本大震災による被災者等の積極的な雇用に配慮すること。なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適切かつ遅延なく行われるよう配慮すること。
⒀　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yasuyuki Kajiwara Vice Director-General, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the Contract : Construction works which is a disaster recovery (No. 2) of Sendai Airport
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 16 : 00　27 June 2012
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00　17 July 2012 (tenders brought with 12 : 00　17 July 2012 or submitted by mail : 12 : 00　17 July 2012)
⑹　Contact point for tender documentation : Nobuyuki Oda, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism ; 1―1―20 Kakyouin, Aoba-ku, Sendai-city, Miyagi-pref. 980―0013 Japan. TEL 022―716―0013

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年６月18日
独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長　糟谷　明人
◎調達機関番号　599　◎所在地番号　27
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　24―木津川市立木津中学校改築工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　京都府木津川市相楽高下４番地５
⑷　工事内容
・校舎棟　延床面積約8,000㎡、鉄筋コンクリート造　４階建　１棟
・屋内運動場　延床面積約2,000㎡、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造　２階建　１棟
・付属建物（ゴミ置場、駐輪場、屋外便所棟クラブハウス南棟、プール棟一部改修）
・上記における主体建築、屋内外電気、機械設備、衛生設備、昇降機設備、ガス設備、屋外工事一式及び一部解体工事（クラブハウス）
⑸　工期　平成24年９月から平成26年２月まで（予定）（指定部分　平成25年３月15日）
⑹　追加工事　無
⑺　工事実施形態
①　上記⑵に示す工事（以下「本工事」という。）は、申請時に「企業の技術力」、「配置予定技術者」、「施工計画」等について記述した競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受付け、入札時に価格と価格以外の要素を総合的に評価し、落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。
②　本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。
③　本工事は、入札価格の積算内訳において、一定の基準に満たない者に対しては、項目の追加等による厳格な低入札価格調査を実施する試行工事である。
④　本工事は、低入札価格調査対象となった者と契約を行う場合、監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。
⑤　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行います。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができます。なお、紙入札方式の承諾に関しては、西日本支社総務部契約チームに承諾願（ホームページに掲載している電子入札運用基準の様式１及び２）を提出するものとする。
電子入札システムで使用することができるＩＣカードについては、ホームページに掲載している電子入札運用基準で確認し、必要に応じて年間委任状等を提出するものとする。

2　競争参加資格　競争に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たしていること。
⑴　契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者でないこと。
⑵　一定の不誠実な行為により当機構から取引停止措置を受け、その後２年間を経過しない者でないこと。
⑶　当機構関西地区における平成23・24年度建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。
なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、西日本支社長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
⑷　当機構関西地区における平成23・24年度建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。（上記⑶の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。）
⑸　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑹　次に掲げる工事の実績を有する者であること。
①　単体で申請の場合は、以下の条件を満たすこと。
平成14年度以降（平成14年４月１日から申請書及び資料の提出日の前日まで）に完成し引渡しが済んでいる本工事と同種の工事（以下「同種工事」という。）の元請としての施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
同種工事は、学校教育法第１条による学校施設建築工事で鉄筋コンクリート造の校舎（校舎及び屋内運動場・付属施設を含む新築工事。）で床面積5,000㎡以上であること。
なお、経常建設共同企業体として申請する者は、いずれかの構成員が上記同種工事の実績を有しているものとし、他の構成員は下記②㈺に示す工事の実績を有すること。
②　共同で申請の場合は、以下の㈠及び㈺の条件を満たし、かつ、特定建設工事共同企業体の構成員として、下記⒂の特定建設工事共同企業体の構成員基準に基づいて結成された特定建設工事共同企業体であり、さらに、下記⒃に基づき当機構から本工事に係る競争参加資格の認定を受けた特定建設工事共同企業体でなければならない。
㈠　特定建設工事共同企業体の代表者は、上記①の要件を満たす者であること。
㈺　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成14年度以降（平成14年４月１日から申請書及び資料の提出日の前日まで）に完成し引渡しが済んでいる以下に示す元請としての施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
・学校教育法第１条による学校施設建築工事で鉄筋コンクリート造の校舎（校舎及び屋内運動場・付属施設を含む新築工事。）であること。